阿賀野市告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年阿賀野市条例第28号)第6条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条例第6条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年1月29日

阿賀野市長 田 中 清 善

施設の名称	指定管理者の 名称及び所在地	指定期間
阿賀野市福祉会館	公益社団法人阿賀野市シルバー	令和6年4月 1日から
	人材センター	令和9年3月31日まで
	新潟県阿賀野市外城町10番5	
	号	